

2009年4月春号 No.24

発行:わたなべ美穂後援会

〒818-0125

太宰府市五条 2-2-25-601

Tel&Fax : 092-923-3051

<http://www.watanabemiho.com/>

# ほたる



## 春の野草、 召し上がりましたか？

たんぽぽ、はるののげし、よめな、かんぞう、ちょっと遅ればせながらフキノトウやつくしなど春は野に広がる野草がおいしい季節ですね。天麩羅や胡麻和えにさせていただくと、春の香りが口の中に広がってやっと寒い季節が終わったことを実感できます。ご近所にちょっと年配の方がいらっしゃったら是非作り方を聞いて自分で調理してみたいものです。

3月議会は19日に終了し、21年度予算など全ての議案が可決されました。新年度に向けて新たな気持ちで頑張ります。



—わたなべ美穂—



## 春の恒例 ペタンク大会開催!!

恒例になりました春のペタンク大会を開催いたします。簡単で無理のない軽スポーツなので幼児から高齢者まで幅広くご参加いただけます。三人一組でチームを組みますから、お友達をお誘いの上、お気軽にご参加ください！結構盛り上がりますよ!!

**日時**：5月24日(日)午前9時半受け付け開始 10時試合開始  
**場所**：五条公民館(お車でのご来場はご遠慮下さい。駐車場が必要な方は事前にお申し出ください。)  
**会費**：500円(昼食をご用意します)  
**申込**：923-3051(わたなべ美穂後援会)へ5月8日までにお電話でお申し込みください。留守番電話の場合は、氏名・電話番号・参加人数をお残しください。

## 3月議会報告

3月議会は、市長の次年度へ向けての施政方針が発表されます。そのため、各会派の代表がその施政方針に対する質問を行う代表質問と、通常の定例議会と同じ個人質問が行われます。今回は7つある全ての会派から代表質問が行われ、6名の個人質問がありました。わたなべ美穂は12月議会に引き続き、太宰府市の子育て支援の一つ、保育所に対する市の考え方と地域包括支援センターの引き継ぎについて質問をしました。

### (質問)

一、都府楼保育所が民間に委託される時、保護者と委託先、行政が一年かけて移譲の条件を話し合い合意した経緯がある。十二月議会でその条件が履行されていない部分を市が指導するよう要望していたが、どのように改善されたか？

二、南保育所の民間委託は、四名の職員を一年間保育所に残して引き継ぎを行うと保護者に説明をしているが、これは、労働者派遣法に抵触するやり方だと考える。法的に問題はないのか？

三、地域包括支援センターはこれまで土曜日と祝日は営業されていた。直営になった場合、これまで通りの営業や夜間の対応などが利用者の希望通り実施できるのか。また、保健師や介護福祉士など資格のある人間の数は、法定数の半分以下しか配置されていないが、これで今までのサービスの行えるのか？更に引き継ぎ機能は一月しかないが、利用者に対してきちんと引き継ぎができるのか？

### (答弁)

一、条件の一部は移譲先の任意の判断で行われるべき内容がある。しかし今後も太宰府市の保育内容として必要な部分については指導を行っていく。

二、法的に問題はない。

三、利用者には時間をかけて土曜日・祝日の利用は控えて頂くよう働き掛けていく。夜間対応については、市役所の警備と連携し、スタッフに即連絡が行くように体制を整える。また、夜間の家庭訪問も、残業などを入れて対応する。資格を持つていることにごだわらず、真に高齢者の事を考えるスタッフの配置を目指す。三月中に全ての利用者のところへ伺い、引き継ぎを行うよう今全力で当たっている。



## 何が問題？

### 都府楼保育所 <約束は守るべき>

保育内容のニーズは、時代と共に変わるかもしれませんが、市は保育に譲りながらも責任を負わなければならない。約束を変えるのなら保護者への説明が求められます。また、移譲の条件であった障害児の受け入れについては、基本的に実施されていないのが現状です。

### 包括支援センター <一ヶ月で？>

人口規模では、国のセンターを太宰府市には三か所設置することと指導しています。今まで二か所あったものを一ヶ所にし、たった一ヶ月の引き継ぎで、利用者がどのような状況になるのか、四月以降市民の声を聞いて行政に伝えていかなければなりません。

### 南保育所の民間委託

### <子どもや保護者不在の約束変更>

一般質問では、法的に問題はないと部長は答弁しましたが、その後やはり法律違反の可能性が高いという判断がなされ、現在引き継ぎについてその方法が検討されています。労働者派遣法では、民間企業に公務員を派遣する場合は、派遣条例を制定することが義務付けられています。太宰府市は未だにその条例を制定していません。従って四月一日から職員を残すことは法的に難しい状況ですが、何よりも保護者に対してその説明が行われていません。三月下旬になつた今でも、四月一日からどのような保育所が運営されるのか決定されていまいというのは、拙速な進め方に問題があると指摘されても仕方ないと考えます。

## 区長制度廃止延期を求める請願が否決！

区長制度廃止を一年延ばしてほしいと 22 名の区長が連名で請願を提出され、わたなべ美穂が紹介議員になりましたが、移行期間の間に問題解決できるという理由で否決されました。

## 南保育所民間委託の予算執行に対する道義が否決！

南保育所については上述したように 3 月下旬の段階で、4 月 1 日からの運営方法が決定されていません。従って 4 月 1 日からの予算執行を待つようにという動議をわたなべ美穂が提出しましたが、反対理由は全く述べられず否決されました。

# 過去最高の参加者で新春の集い開催!!

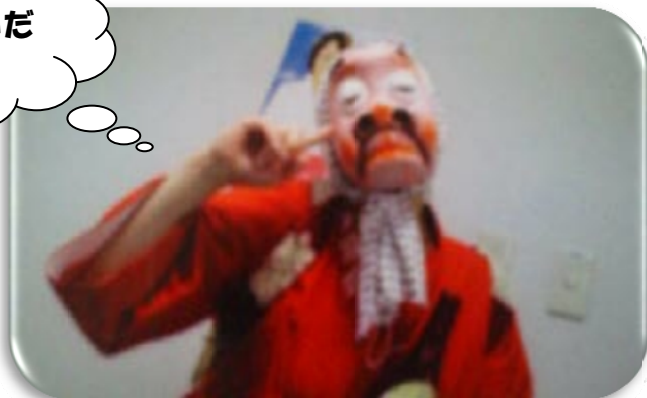
2月1日晴天に恵まれ、139名という過去最高のご参加を頂き、「わたなべ美穂を囲む新春の集い」が開催されました。議会報告では、12月議会で議論され市民の関心が高いマミーズまほろば号についてと今年から実施される自治会制度についてわたなべ美穂の考えが述べられると、会場から「私たちが応援する!」という暖かい励ましの声かけられました。その後後援会女性部「ほたるの会」の皆さん手作りの豚汁やおにぎりで、歓談が始まり、踊りやひょっとこの出現で会場は一気に盛り上がりました。

後援会報では書ききれない市の情勢について議会報告の中で皆様に詳しくご紹介しますので、今回参加されなかった方も是非次回にご参加ください!



かなり緊張しています

酔っ払いだよ~!!



## 後援会から

### 後援会入会のお誘いと携帯HPについて

年会費：一口 1000 円

郵便局：記号 17410

名 義：渡辺美穂後援会 会計 渡辺美穂子

番 号：69616971

会計年度は1月~12月で、主にほたるの印刷代・送付代に使っています。



一口でも二口でもよろしくお願ひします  
わたなべ美穂の携帯HP を開設しました!